

緊急事態宣言の延長を受けた経済支援策について

①【売上が減少した事業者への支援】

飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受け売上が減少した事業者のうち、国や県の一時金等の対象とならない事業者に対し、法人は15万円、個人事業者は10万円を上限に支援する。

対象事業者：・飲食店と取引がある事業者等、国の一時金の対象業種で売上が30%以上50%未満減少した事業者（50%以上減少した事業者は国が支援）
・国や県の支援対象とならない業種で売上が50%以上減少した事業者

申請開始：令和3年3月中旬頃（国の制度が確定した後、実施予定）

支給開始：令和3年3月下旬頃（国の制度が確定した後、実施予定）

②【感染症対応シティ促進事業】

市民に商品販売やサービス提供を行う来店型の施設等を対象に、感染症対策強化の取り組みにかかる物品・サービス導入経費や工事経費の3分の2、60万円（うち、物品・サービス導入経費は上限20万）を上限に支援する。

申請開始：令和3年3月中旬頃

支給開始：令和3年3月下旬頃

③【文化・エンターテインメントのハイブリッド開催支援】

文化・エンターテインメントのハイブリッドイベントを開催する主催者を対象に、感染予防対策やオンライン配信にかかる費用の5分の4、20万円を上限に支援する。

申請開始：令和3年2月下旬頃

支給開始：令和3年3月中旬頃

※ 事業者（市民）向け問い合わせ先は、別途、福岡市ホームページにてお知らせいたします。